本号で公布された法令のあらまし

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第一六七号）（金融庁）

1　総務企画局に置かれる参事官二人の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第五条関係）

2　この政令は、平成二九年七月一日から施行することとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第一六八号）（農林水産省）

1　輸出促進審議官の新設

大臣官房審議官の一人を減員し、大臣官房に輸出促進審議官一人を置くこととした。（第一二条関係）

2　施行期日

この政令は、平成二九年七月一日から施行することとした。

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第一六九号）（環境省）

1　総合環境政策局を廃止し、その事務を大臣官房に移管する等の整理を行うとともに、環境省に総合環境政策統括官を置くこととした。（第二条、第三条、第八条、第一二条、第一四条及び第一六条～第二二条関係）

2　大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び放射性物質汚染対処技術統括官を廃止し、環境省に環境再生・資源循環局を置くこととした。（第二条、第三条、第五条、第七条、第八条、第一〇条及び第四〇条～第四四条関係）

3　地球環境局に参事官を置くこととした。（第二三条及び第二七条関係）

4　自然環境局総務課の所掌事務の一部を自然環境計画課へ移管することとした。（第三六条関係）

5　福島県を管轄区域とする環境省の地方支分部局を、福島地方環境事務所とすることとした。（第四九条関係）

6　大臣官房環境保健部参事官等の設置期間の特例を規定することとした。（附則第二項～第六項関係）

7　この政令は、平成二九年七月一四日から施行することとした。

◇原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令（政令第一七〇号）（原子力規制委員会）

1　原子力規制庁長官官房に置く課等の数を六から五に改め、原子力規制部に置く課等の数を一から二に改めることとした。（第七条第一項関係）

2　原子力規制庁長官官房に置く課長に準ずる職の数を六人から八人に改めることとした。（第七条第二項関係）

3　この政令は、平成二九年七月一日から施行することとした。

◇原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一七一号）（原子力規制委員会）

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二九年法律第一五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二九年七月一〇日とすることとした。

◇原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第一七二号）（原子力規制委員会）

1　原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二九年法律第一五号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二九年七月一〇日）から施行することとした。

◇特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一七三号）（消費者庁）

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二八年法律第六〇号）の施行期日は、平成二九年一二月一日とすることとした。

◇特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七四号）（消費者庁）

1　業務禁止命令の対象となる使用人

業務禁止命令の対象となる使用人として、営業所又は事務所の業務を統括する者及び停止を命ぜられた業務を統括する者等を定めることとした。（第三条の三関係）

2　密接関係者の範囲の拡大

主務大臣による立入検査等の対象となる密接関係者として、販売業者等の子法人等を追加することとした。（第一七条の二関係）

3　特定継続的役務の追加指定

特定継続的役務として、人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うことを追加指定することとした。（別表第四関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　所要の経過措置について定めることとした。（附則関係）

6　この政令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二八年法律第六〇号）の施行の日から施行することとした。

◇障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（政令第一七五号）（厚生労働省）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正関係

1　障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあっては一〇〇分の二・六に、都道府県等の教育委員会にあっては一〇〇分の二・二に、一般事業主にあっては一〇〇分の二・三に、一定の特殊法人にあっては一〇〇分の二・五に、基準雇用率を一〇〇分の二・三に改めるものとした。（第二条、第九条及び第一〇条の二第二項関係）

2　基準雇用率を、一〇〇分の二・三に改めるものとした。（第一八条関係）

身体障害者補助犬法施行令の一部改正関係

法定雇用障害者数が一人以上である場合の事業主が常時雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案して定める数を四三・五人に改めるものとした。（第二条関係）

三　施行期日等

1　経過措置

㈠　障害者雇用率を、当分の間、国及び地方公共団体にあっては一〇〇分の二・五に、都道府県等の教育委員会にあっては一〇〇分の二・四に、一般事業主にあっては一〇〇分の二・二に、一定の特殊法人にあっては一〇〇分の二・五に、基準雇用率を一〇〇分の二・二にすることとした。（附則第二項関係）

㈡　㈠の経過措置については、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日よりも前に、障害者の雇用を促進し、及び障害者の雇用を安定させ、廃止するものとすることとした。（附則第三項関係）

㈢　身体障害者補助犬法施行令第二条の法定雇用障害者数が一人以上である場合の事業主が常時雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案して定める数を、当分の間、四五・五人とすることとした。（附則第五項関係）

2　施行期日

この政令は、平成三〇年四月一日から施行するものとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一七六号）（厚生労働省）

一　行政手続法施行令の一部改正関係

行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続の適用除外にする命令等に、雇用保険法附則第一一条の二第一項（同項の厚生労働省令で定める者に係る部分に限る。）の命令等を追加することとした。（第三条関係）